

意見書案第 7 号

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 17 日提出

提出者	綾瀬市議会議員	上田 博之
賛成者	同	福田 久美子
同	同	安藤 多恵子
同	同	畠井 陽子
同	同	岡 徳行

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

現行法では、どちらかが改姓しなければ法律上の婚姻は成立しないため、婚姻時の改姓により、日常生活や仕事で不利益を被っている人たちがいる。解決するには、婚姻後に夫婦それぞれの姓を名のることも選べる選択的夫婦別姓制度の導入が必要である。多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点からも、婚姻に際してどちらも改姓しないという選択肢を認める法制化が求められている。

2024年には、一般社団法人日本経済団体連合会や、公益社団法人経済同友会などが足並みを揃え、選択的夫婦別姓制度の導入を政府に求めた。これは、旧姓であるビジネスネームと戸籍の姓が異なることによる海外渡航の際の問題や、旧姓時代のキャリアが別人格のものと見なされるなどの不利益が生じていることによる。現代社会では、男女ともに生まれ持った氏名で、信用・実績・資産を築いてから結婚を迎えるケースも多く、改姓によるキャリアへの影響が指摘されている。また子連れ再婚も増加傾向にあり、再婚時の子どもの苗字をめぐる困り事も増えている。

政府は通称使用の拡大に向けた取組を進めているが、これではダブルネームを使い分ける負担や管理コストの増加、さらに国際的な場面での不都合も現実に生じるなど課題が残り、根本的な解決にはならない。姓が変わることでアイデンティティーの喪失感を抱いたり、姓を変えたくないために、やむを得ず事実婚を選ぶ人たちの人権を尊重しなければならない。

現在の我が国の夫婦同姓制度は、1898（明治31）年に公布された民法において初めて規定されたが、海外では順次別氏制が導入され、現在では夫婦同姓でなくては婚姻ができない国は日本以外にはない。

選択的夫婦別姓制度の法制化は、こうした問題を解決し、誰もが改姓による不利益、苦痛を感じることなく結婚・出産でき、老後も法的な家族として支え合い、さらには自分の名前で生きたいという人権かつ個人のアイデンティティーを尊重できる社会の実現につながる。国民一人一人が活躍できる社会を実現することは国の責務である。

よって、国会及び政府において、こうした社会状況を真摯に受け止め、選択的夫婦別姓制度の国会審議を推進し、早期の法制化を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月17日

綾瀬市議会議長 齊 藤 慶 吾

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣
法務大臣 内閣府特命担当大臣（男女共同参画） あて

（提案理由）

夫婦同姓制度により不利益を被る人がいる現在の社会状況を真摯に受け止め、選択的夫婦別姓制度の国会審議を推進し、早期の法制化を強く求め、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。